基本施策１から３までに掲げた教育の実現など学校が抱える期待や課題に応えるため，きめ細かで質の高い教育を支える指導体制の整備が必要である。

また，地域間での義務教育における環境の格差が生じており，家庭の経済状況による教育格差も指摘されている。とりわけ人材育成の基盤である義務教育については，国の責務として機会均等と水準確保を図り，学びのセーフティネットとしての機能を十分に果たすようにすることが肝要である。

○　こうした観点から，少人数学級の推進をはじめ，習熟度別指導，小学校における専科指導，補習等の学習支援など学力向上，特別支援教育，いじめ問題への対応など教育再生につながる教職員等の指導体制の充実について，効果検証を行いつつ，今後の少子化の進展や，国・地方の財政状況を十分勘案しながら，教職員配置の適正化を計画的に行うなどの方策について検討する。

○　あわせて，教員の大量退職に伴う採用倍率の低下の下で，近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかけるとともに，質の高い教員を確保する方策について検討する。

【主な取組】

２４－１　学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備

・　国の責務としての義務教育の機会均等と水準確保を図るため，少人数学級の推進，習熟度別指導，小学校における専科指導の充実，教育格差解消のための補充学習支援などを含め，学力向上に向けたきめ細かで質の高い教育の実現に向けた取組が求められる。

深刻な事態にあるいじめ問題への対応については，養護教諭を含めた教職員等による相談体制の整備や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など教職員の目が行き届き，一人一人に対してきめ細かく対応できる環境の整備が求められている。

また，特別支援教育についても，増加傾向にある発達障害等の障害のある児童生徒に対する通級による指導等を行うため，教職員等による指導体制の充実が必要である。

これら教育上の様々な課題に対応するために教職員の資質向上方策など人事管理面も含めた教職員定数の在り方全般について検討し，その際，教職員配置についての検証・改善システムの確立の観点から，今後の少人数学級の推進や習熟度別指導等については，その効果について全国学力・学習状況調査等を活用し，教職員定数の措置がどのように教育機能の向上につながったか検証し，さらに効果的な教職員配置の適正化につなげていくことが必要である。

このような検討を進めながら，今後の少子化の進展や国・地方の財政状況等を勘案し，教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し，その結果に基づいて必要な措置を講じる。

・　あわせて，多様な経験，専門性を持った地域人材や外部人材による学校教育への支援や参画を促すための必要な支援を講じる。

・　優秀で意欲のある人材を教員として確保するための更なる選考方法の改善，豊富な実践経験を有する教職経験者や高度な知識・技能を有する多様な人材の登用，都道府県間の人事交流の拡大など教員の大量退職にかかわらず質の高い教員を確保する方策について検討し，都道府県に対して必要な働きかけを行う。

・　義務教育費国庫負担金及びその関連諸制度については，基本施策４－６のメリハリある給与体系の確立，基本施策２３－１の県費負担教職員の給与負担，

学級編制，教職員定数に関する都道府県と市町村の関係の在り方や上述の教職員定数の在り方について検討を行っていくこととしており，その際，教育の地域間格差が生じないよう，国と地方の適切な役割分担に留意しつつ，必要な検討を行う。

２４－２　学び続ける教員を支援する仕組みの構築（基本施策４－１の再掲）

２４－３　大学・大学院における教員養成の改善（基本施策４－２の再掲）

２４－４　教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用（基本施策４－３の再掲）

２４－５　教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化（基本施策４－４の再掲）

２４－６　適切な人事管理の実施の促進（基本施策４－５の再掲）

２４－７　メリハリある給与体系の確立（基本施策４－６の再掲）

基本施策２５　良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

【基本的考え方】

○　新学習指導要領の着実な実施を図り，良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するため，学習活動への適応性，エコスクール化，バリアフリー化，地域の生涯学習の拠点や地域に開かれた学校とすること等に配慮した施設整備が計画的に行われるよう促進する。

○　さらに，「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づく計画的な教材の整備や観察・実験，実習等の教育活動を充実させるための施設・設備の整備，協働型・双方向型の授業革新や校務効率化に向けたＩＣＴ環境の整備や「学校図書館図書整備５か年計画」等に基づく学校図書館の整備の充実等を図る。

【主な取組】

２５－１　良好で質の高い学校施設の整備

・　多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備や少子化が一層進展することも見据えつつ，老朽化した学校施設の長寿命化等の取組を推進する。その際には，省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減，環境教育にも寄与するエコスクール化を推進する。また，公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律や高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき，木材利用やバリアフリー化を推進する。このほか，地域の実情を踏まえ，学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進し，地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備を推進する。

２５－２　教材等の教育環境の充実

・　新学習指導要領を踏まえ，平成２３年度に定めた教材整備指針に基づき教材の整備を計画的に推進するとともに，観察・実験や実習等の教育活動を充実させるために必要となる施設設備の整備を支援する。

・　教育用コンピュータ１台当たりの児童生徒数３．６人（※），教材整備指針に基づく電子黒板・実物投影機の整備，超高速インターネット接続率及び無線ＬＡＮ整備率１００％，校務用コンピュータ教員１人１台の整備を目指すととも